



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年7月15日火曜日 第1474号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（中島町）.....	779
字の区域の変更（ " ）.....	779
医療機関の指定.....	779
指定医療機関の廃止の届出.....	779
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	780
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	780
指定介護機関（居宅介護事業者）の休止の届出.....	781
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	781
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	781
医師の指定.....	781
指定医師の所在地の変更.....	782
医療機関の指定.....	783
指定医師の辞退の届出.....	783
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	783
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	784
土地改良区役員の就退任の届出（11件）.....	785
土地改良区役員の退任の届出.....	790
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	790
付保義務の発生.....	790
付保義務の消滅.....	790
都市計画の変更案の縦覧.....	790
道路の位置の指定.....	790
落札者等の告示（2件）.....	791

### 任 免 辞 令

福山真由子..... 791

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1464号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
中島町大字長師101の2、102の8及び1467の1の地先	2,542.37

### ○愛媛県告示第1465号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定

により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字長師	中島町大字長師101の2、102の8及び1467の1の地先公有水面埋立地	2,542.37

### ○愛媛県告示第1466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年月日
北伊予緩和ケアクリニック	櫻木康晴	伊予郡松前町神崎69	平成15年7月1日
医療法人松多クリニック	医療法人松多クリニック	東宇和郡宇和町稲生49番地1・476番地8	平成15年5月1日
みぶ小児科	壬生真人	今治市北宝来町三丁目2-21	平成15年6月1日
池田薬局	池田泰広	八幡浜市258-2	平成15年6月1日
桜木歯科クリニック	岡修司	新居浜市桜木町15-1	平成15年6月1日
井上整形外科クリニック	医療法人共生会	川之江市金生町山田井1223番地	平成15年6月1日

### ○愛媛県告示第1467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	廃 止 年月日
松多クリニック	松多克紀	東宇和郡宇和町稲生49番地1・476番地8	平成15年5月1日
みぶ小児科医院	壬生敦郎	今治市北宝来町三丁目2-21	平成15年6月1日
やくしじこどもクリニック	薬師寺直之	宇和島市泉町二丁目2番10号	平成15年5月1日
井上整形外科クリニック	井上由文	川之江市金生町山田井1223番地	平成15年6月1日

## ○愛媛県告示第1468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人 鷲峰会	越智郡上浦町大字井口3865番地1	短期入所生活介護事業所 多々羅の里	越智郡上浦町大字井口3865番地1	平成15年5月1日
大西克幸	伊予郡砥部町大南457番地1	二光クリニック	伊予郡砥部町大南457番地1	平成15年4月15日
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	伊方町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成15年4月1日
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	伊方町訪問入浴介護事業所	西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成15年4月1日
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	伊方町通所介護事業所	西宇和郡伊方町湊浦871番地の2	平成15年4月1日
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	町見通所介護事業所	西宇和郡伊方町九町6番耕地840番地の14	平成15年5月1日
株式会社 コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社 コムスン 愛媛福祉用具センター	東宇和郡宇和町卯之町2-307	平成15年5月29日
社会福祉法人 野村町社会福祉協会	東宇和郡野村町野村8号467番地	短期入所生活介護事業所 しいのき園	東宇和郡野村町野村8号467番地	平成15年5月23日
吉田興産有限公司	北宇和郡広見町芝42番地3	介護福祉サービス さくら	北宇和郡広見町芝42番地3	平成15年4月23日
株式会社 セカイフジ	今治市中日吉町一丁目5番34号	アズモアケアサービス	今治市上徳字徳久甲711番地1	平成15年5月1日
社会福祉法人 聖カタリナ	北条市中西内250番地2	指定短期入所生活介護 聖マルチンの家	北条市中西内250番地2	平成15年5月1日

## ○愛媛県告示第1469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人 宮窪町社会福祉協議会	越智郡宮窪町大字宮窪3544番地の2	指定居宅介護支援事業所 みやくぼ	越智郡宮窪町大字宮窪3544番地の2	平成14年4月1日
三島交通株式会社	伊予三島市朝日二丁目1-10	三島介護サービス	伊予三島市朝日二丁目1-10	平成15年5月19日
社会福祉法人 聖カタリナ	北条市中西内250番地2	指定居宅介護支援事業所 聖マルチンの家	北条市中西内250番地2	平成15年5月1日

## ○愛媛県告示第1470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人 広田村社会福祉協議会	伊予郡広田村総津387番地	広田村ホームヘルプサービスセンター	伊予郡広田村総津398番地	平成15年4月1日

## ○愛媛県告示第1471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成15年4月1日
株式会社 アクティブスタイル	今治市中日吉町一丁目5番34号	アズモア今治ワールドハウジングプラザ店	今治市上徳字徳久甲711-1	平成15年5月1日
社会福祉法人 聖マルチンの家	北条市中西内250番地	指定短期入所生活介護事業所 聖マルチンの家	北条市中西内250番地	平成15年5月1日

## ○愛媛県告示第1472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
広田村	伊予郡広田村総津398番地	広田村在宅介護支援センター	伊予郡広田村総津398番地	平成15年4月1日
社会福祉法人 聖マルチンの家	北条市中西内250番地	指定居宅介護支援事業所 聖マルチンの家	北条市中西内250番地	平成15年5月1日

## ○愛媛県告示第1473号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	脳神経外科	住友別子病院	東久登	新居浜市王子町3-1	平成15年7月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	〃	花岡俊仁	〃	〃
〃	〃	〃	佐伯英行	〃	〃

心臓・じん臓機能障害	内 科	新居浜協立病院	谷 井 実	新居浜市若水町1-7-45	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	〃	植 田 大 樹	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	〃	中 濱 大	〃	〃
心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	〃	〃	大 木 早 人	〃	〃
肢 体 不 自 由	〃	中 萩 診 療 所	加 藤 誠 二	新居浜市秋生岸ノ下1061	〃
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	〃	市立大洲病院	武 智 俊 治	大洲市西大洲字ヤスバ甲570	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	〃	松野町国民健康保険中央診療所	松 本 健 吾	北宇和郡松野町大字延野々1406-4	〃
肢体不自由・呼吸器機能障害	〃	日吉村国民健康保険診療所	大 塚 奈 穂 子	北宇和郡日吉村大字下鍵山299	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	〃	町立津島病院	佐 藤 孝 夫	北宇和郡津島町大字高田丙15	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	医療法人紫愛会石川病院	吉 田 素 平	川之江市上分町732-1	〃
〃	内 科	〃	金 井 尚 子	〃	〃
肢 体 不 自 由	外 科	愛媛県立南宇和病院	山 本 祐 司	南宇和郡城辺町甲2433-1	〃
心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	藤 堂 裕 彦	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	〃	町立野村病院	兒 玉 明 洋	東宇和郡野村町大字野村9-53	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	〃	愛媛労災病院	及 川 秀	新居浜市南小松原町13-27	〃
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	〃	藤 田 次 郎	〃	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	宇和島社会保険病院	森 信 幹 彦	宇和島市賀古町2-1-37	〃
〃	外 科	今治セントラル病院	亀 井 愛 典	今治市松本町2-6-6	〃
肢体不自由・言語・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	内 科	北伊予緩和ケアクリニック	櫻 木 康 晴	伊予郡松前町神崎69	〃
聴覚・平衡・音声又は言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	愛媛大学医学部附属病院	河 野 尚	温泉郡重信町大字志津川	〃
〃	〃	〃	松 本 宗 一	〃	〃

○愛媛県告示第1474号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
吉 田 正	医療法人弘仁会共立病院	東予市三津屋南9-10	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1-5	平成15年6月1日
中 内 昌 仁	町立津島病院	北宇和郡津島町高田丙15	国民健康保険久万町立病院	上浮穴郡久万町大字久万町65	〃
高 木 弥 栄 美	町立野村病院	東宇和郡野村町大字野村9-53	瀬戸町国民健康保険瀬戸診療所	西宇和郡瀬戸町三机乙2587	〃

## ○愛媛県告示第1475号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
渡邊薬局保内店	西宇和郡保内町宮内1-342-1		平成15年7月1日
たんぼ薬局宇和島店	宇和島市丸之内2丁目1-5		平成15年7月1日

## ○愛媛県告示第1476号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
聴覚・平衡機能障害	耳鼻咽喉科	財団法人積善会附属十全総合病院	貞本晶子	新居浜市北新町1-5	平成15年6月2日
肢体不自由・心臓・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険中央診療所	土居建次	北宇和郡松野町大字延野々1406-4	平成15年5月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	医療法人愛媛会石川病院	村上 誠	川之江市上分町732-1	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	愛媛労災病院	鈴木義之	新居浜市南小松原町13-27	平成15年6月6日

## ○愛媛県告示第1477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋代表取締役石川富治郎	株式会社伊予鉄高島屋代表取締役森本博	平成15年5月26日	平成15年6月18日
ヴェスタ本町	松山市本町六丁目5番1号	大規模小売店舗の名称	フジ本町店	ヴェスタ本町	平成15年6月1日	平成15年6月23日
ヴェスタ松末	松山市松末一丁目4番5号	大規模小売店舗の名称	フジ松末店	ヴェスタ松末	平成15年6月1日	
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	横田省三	二神一誠	平成14年10月23日	
パルティ・フジ垣生	松山市西垣生町207番2外	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	名称 住銀リース株式会社 住所 大阪市中央区南船場三丁目10番19号 代表者 峯岡弘	名称 三井住友リース株式会社 住所 東京都港区西新橋三丁目9番4号 代表者 白賀洋平	平成13年9月1日	
パルティ・フジ三津	松山市被川二丁目13番17号	大規模小売店舗の名称	フジ三津店	パルティ・フジ三津	平成15年6月1日	

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
パルティ・フジ北条	北条市辻町225番地3	大規模小売店舗の名称	フジ北条店	パルティ・フジ北条	平成15年 6月1日	平成15年 6月23日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1479号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条第1項(3)の表農業委員会に要する経費の部農業経営管理能力向上支援事業に要する経費の項を削り、同部中農地情報管理システム整備事業に要する経費の項の次に次のように加える。

農業委員会活動強化対策事業に要する経費	当該経費の10分の5以内
---------------------	--------------

第2条第3項第1号中「、農業経営管理能力向上支援事業に要する経費」を削り、「農地情報管理システム整備事業に要する経費」の下に「、農業委員会活動強化対策事業に要する経費」を加え、同項第2号中「、業務に要する経費のうち農業経営管理能力向上支援事業費以外の経費及び業務に要する経費のうち農業経営管理能力向上支援事業費」を「及び業務に要する経費」に改める。

様式第2号の(1)中5を削り、6を5とし、同様式7(1)ア及び(2)ア中「電算入力延べ日数」を「電子入力延べ日数」に改

め、同様式7に次のように加え、同様式7を同様式6とする。

- (3) 台帳照合用出力データシステム  
台帳照合用出力データシステムの開発 人月  
様式第2号の(1)6の次に次のように加える。

7 農業委員会活動強化対策事業

- (1) 広域連携現地活動
  - ア 広域連携企画検討会
    - (ア) 開催回数 回
    - (イ) 主な内容
  - イ 現地活動
    - (ア) 活動回数 回
    - (イ) 活動内容

ウ 広域連携活動参加農業委員会名

- (2) 対策活動
  - ア 活動回数 回
  - イ 活動内容

ウ 広域連携活動参加農業委員会名

様式第2号の(2)5に次のように加える。

- (7) 広域連携指導の実施計画

様式第2号の(2)6を削り、同様式7(2)中「電算化状況等調査計画」を「電子化状況等調査計画」に改め、同様式7(3)中

「電算化普及・活用指導」を「電子化普及・活用指導」に改め、同様式7(4)中「農地基本台帳電算化普及指導員」を「農地基本台帳電子化普及指導員」に改め、同様式7に次のように加え、同様式7を同様式6とする。

(10) 農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催計画

(11) 農地等情報の電子入力等の実施計画

様式第2号の(2)中6の次に次のように加え、8を削り、9を8とし、10を9とする。

7 連携強化推進体制整備事業の遂行方針

連携強化推進協議会の開催計画

様式第3号の(1)(2)の表区分の欄4中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 農業委員会活動強化対策事業費

様式第3号の(2)(2)の表区分の欄6中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

様式第8号の(1)中4を削り、5を4とし、同様式6(1)ア及び(2)ア中「電算入力延べ日数」を「電子入力延べ日数」に改め、同様式6に次のように加え、同様式6を同様式5とする。

(3) 台帳照合出力データシステム

台帳照合出力データシステムの開発 人月

様式第8号の(1)5の次に次のように加える。

6 農業委員会活動強化対策事業

(1) 広域連携現地活動

ア 広域連携企画検討会

(ア) 開催回数 回

(イ) 主な内容

イ 現地活動

(ア) 活動回数 回

(イ) 活動内容

ウ 広域連携活動参加農業委員会名

(2) 対策活動

ア 活動回数 回

イ 活動内容

ウ 広域連携活動参加農業委員会名

様式第8号の(1)8の表業務費の部農業経営管理能力向上支援事業費の項を削り、同部農地情報管理システム整備事業費の項の次に次のように加える。

農業委員会活動強化対策事業費	市町村実績額	円
	同上の2分の1の額	円
	県費補助金交付額	円

様式第8号の(2)7に次のように加える。

(7) 広域連携指導(対象委員会数及び指導回数)

様式第8号の(2)8を削り、同様式9(2)中「電算化状況等調査結果」を「電子化状況等調査結果」に改め、同様式9(3)中「電算化普及・活用現地指導」を「電子化普及・活用現地指導」に改め、同様式9(4)中「農地基本台帳電算化普及指導員」を「農地基本台帳電子化普及指導員」に改め、同様式9に次のように加え、同様式9を同様式8とする。

(10) 農地等情報活用促進システム利活用検討会(開催日、開催場所、参加人員及び主な検討内容)

(11) 農地等情報の電子入力延べ日数

様式第8号の(2)中8の次に次のように加え、10を削り、11を10とし、12を11とする。

9 連携強化推進体制整備事業の実施内容

連携強化推進協議会(開催日、開催場所、参加人員及び協議内容)

様式第9号の(1)(2)の表4の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 農業委員会活動強化対策事業費			
--------------------	--	--	--

様式第9号の(2)(2)の表中

「(3) 農業経営管理能力向上支援事業費	経営指導推進員給与費	円
	講師スタッフ謝金	円
(4) 農地情報管理システム整備事業費	その他	円
	農地基本台帳電算化普及指導員謝金	円
	農地地図情報システム濃密指導員謝金	円
	その他	円

を

「(3) 農地情報管理システム整備事業費	農地基本台帳電子化普及指導員謝金	円
	農地地図情報システム濃密指導員謝金	円
	その他	円

に改め、同表区分の欄6(5)を同欄6(4)とする。

○愛媛県告示第1480号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	徳永 義太郎	新居浜市萩生1716番地
〃	曾我部 伊与一	新居浜市大生院111番地9
〃	加藤 尚武	新居浜市萩生1403番地2
〃	竹林 義孝	新居浜市萩生1821番地1
〃	妻鳥 正	新居浜市萩生1772番地3
〃	松木 保	新居浜市萩生1914番地
〃	井上 昭司	新居浜市萩生1976番地8
〃	谷口 巧	新居浜市萩生1380番地2
〃	藤田 弘見	新居浜市萩生1308番地
〃	藤田 憲明	新居浜市萩生1449番地
〃	山内 賀好	新居浜市大生院91番地
〃	曾我部 輝寛	新居浜市大生院134番地
〃	寺田 福光	新居浜市大生院1002番地1
〃	谷口 和夫	新居浜市萩生1317番地
監事	小野 英雄	新居浜市萩生1694番地

森 賀 昇	新居浜市萩生1444番地
高 橋 光 雄	新居浜市大生院99番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 義太郎	新居浜市萩生1716番地
"	曾我部 伊与一	新居浜市大生院119番地 1
"	守 谷 豊	新居浜市萩生1555番地
"	妻 鳥 正	新居浜市萩生1772番地 3
"	小 野 英 雄	新居浜市萩生1694番地
"	越 智 勉	新居浜市萩生1974番地
"	齊 籐 守 司	新居浜市萩生1989番地
"	野々下 忠 敏	新居浜市萩生1450番地 2
"	飯 尾 利 昌	新居浜市萩生2093番地 2
"	寺 田 福 光	新居浜市大生院1002番地 1
"	小 野 昭 人	新居浜市大生院144番地
"	曾我部 重 春	新居浜市大生院64番地22
"	谷 口 宰 平	新居浜市萩生2072番地 1
監 事	越 野 幸 男	新居浜市大生院188番地
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444番地
"	越 智 甚三郎	新居浜市萩生1675番地

○愛媛県告示第1481号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東予市三津屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 和 成	東予市三津屋370番地
監 事	頼 木 勇 二	東予市周布367番地の 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 恒 治	東予市三津屋南14番地33
監 事	一 色 忠 司	東予市三津屋南13番地 6

○愛媛県告示第1482号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、土居町北野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	尾 崎 良 雄	宇摩郡土居町大字北野1163番地

"	真 鍋 吉 光	宇摩郡土居町大字北野2940番地
"	真 鍋 輝 夫	宇摩郡土居町大字北野618番地
"	高 橋 毅	宇摩郡土居町大字北野61番地
"	松 木 仁	宇摩郡土居町大字北野2493番地 2
"	石 水 正 一	宇摩郡土居町大字北野1363番地
"	鈴 木 博 美	宇摩郡土居町大字北野2240番地
監 事	尾 崎 正次郎	宇摩郡土居町大字北野599番地 1
"	合 田 功 一	宇摩郡土居町大字北野2051番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	尾 崎 良 雄	宇摩郡土居町大字北野1163番地
"	真 鍋 吉 光	宇摩郡土居町大字北野2940番地
"	真 鍋 輝 夫	宇摩郡土居町大字北野618番地
"	高 橋 毅	宇摩郡土居町大字北野61番地
"	松 木 仁	宇摩郡土居町大字北野2493番地 2
"	石 水 正 一	宇摩郡土居町大字北野1363番地
"	真 鍋 泰 民	宇摩郡土居町大字北野1625番地
"	鈴 木 博 美	宇摩郡土居町大字北野2240番地
監 事	尾 崎 正次郎	宇摩郡土居町大字北野599番地 1
"	合 田 功 一	宇摩郡土居町大字北野2051番地

○愛媛県告示第1483号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、土居町小林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 弘 二	宇摩郡土居町大字小林1214番地
"	越 智 勲	宇摩郡土居町大字小林691番地
"	近 藤 丈 夫	宇摩郡土居町大字小林489番地 1
"	渡 辺 英太郎	宇摩郡土居町大字小林138番地
"	高 橋 輝 子	宇摩郡土居町大字小林 5 番地
"	星 川 幹 雄	宇摩郡土居町大字小林1537番地
"	河 村 信 一	宇摩郡土居町大字小林818番地 1
"	高 橋 久	宇摩郡土居町大字小林744番地
"	村 上 朋 穂	宇摩郡土居町大字小林1105番地
"	松 本 光 雄	宇摩郡土居町大字中村1794番地
"	河 村 治 政	宇摩郡土居町大字小林1648番地
監 事	星 川 卓 三	宇摩郡土居町大字小林736番地
"	高 橋 進	宇摩郡土居町大字小林304番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 川 幸 夫	宇摩郡土居町大字小林1642番地
"	高 橋 弘 二	宇摩郡土居町大字小林1214番地
"	西 山 実千代	宇摩郡土居町大字小林790番地
"	渡 辺 正 司	宇摩郡土居町大字小林303番地



〃	豊田 伊三男	宇摩郡土居町大字小林509番地
〃	石田 哲夫	宇摩郡土居町大字小林1939番地
〃	近藤 守	宇摩郡土居町大字小林1856番地
〃	加地 公雄	宇摩郡土居町大字小林650番地
〃	石田 恒吉	宇摩郡土居町大字小林1678番地
〃	高橋 義助	宇摩郡土居町大字小林726番地
〃	村上 清	宇摩郡土居町大字小林1105番地
監事	河村 保	宇摩郡土居町大字小林1885番地
〃	渡辺 繁	宇摩郡土居町大字小林302番地1

○愛媛県告示第1484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町上野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	宮本 憲三	宇摩郡土居町大字上野2518番地
〃	井上 瀧雄	宇摩郡土居町大字上野3319番地
〃	井上 多四郎	宇摩郡土居町大字上野938番地
〃	森 悦三	宇摩郡土居町大字上野867番地
〃	真鍋 敏男	宇摩郡土居町大字上野1305番地
〃	信藤 秀夫	宇摩郡土居町大字上野2624番地
〃	曾我部 義正	宇摩郡土居町大字上野1511番地の1
〃	尾崎 清隆	宇摩郡土居町大字上野1674番地
〃	真鍋 寿男	宇摩郡土居町大字上野21番地
〃	田坂 敬三	宇摩郡土居町大字上野3191番地の3
監事	亀井 守	宇摩郡土居町大字上野2625番地
〃	真鍋 久繁	宇摩郡土居町大字上野3698番地
〃	松本 久	宇摩郡土居町大字上野184番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	尾崎 清隆	宇摩郡土居町大字上野1674番地
〃	真鍋 孝	宇摩郡土居町大字上野223番地
〃	宮本 憲三	宇摩郡土居町大字上野2518番地
〃	井上 瀧雄	宇摩郡土居町大字上野3319番地
〃	井上 哲夫	宇摩郡土居町大字上野3422番地
〃	尾崎 和夫	宇摩郡土居町大字上野1582番地
〃	井上 多四郎	宇摩郡土居町大字上野938番地
〃	森 悦三	宇摩郡土居町大字上野867番地
〃	真鍋 敏男	宇摩郡土居町大字上野1305番地
〃	信藤 秀夫	宇摩郡土居町大字上野2624番地
監事	亀井 守	宇摩郡土居町大字上野2625番地
〃	真鍋 久繁	宇摩郡土居町大字上野3698番地
〃	松本 久	宇摩郡土居町大字上野184番地

○愛媛県告示第1485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定

により、土居町長津干拓土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高橋 正行	宇摩郡土居町大字野田乙27番地
〃	谷 比呂司	川之江市川之江町2751番地10
〃	鈴木 伸太郎	宇摩郡土居町大字中村859番地
〃	岡 丈平	宇摩郡土居町大字中村1200番地
〃	梶本 喜男	宇摩郡土居町大字藤原4番耕地275番地
〃	鈴木 政信	伊予三島市豊岡町88番地
〃	近藤 守	宇摩郡土居町大字小林1856番地
〃	加地 宏輔	伊予三島市中曾根町2612番地2
〃	鈴木 シズ子	宇摩郡土居町大字中村545番地
〃	鈴木 文幸	宇摩郡土居町大字中村853番地
監事	安藤 祐光	宇摩郡土居町大字中村1008番地
〃	山上 岩夫	宇摩郡土居町大字中村1869番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高橋 正行	宇摩郡土居町大字野田乙27番地
〃	谷 比呂司	川之江市川之江町2751番地10
〃	渡辺 安	宇摩郡土居町大字中村1071番地
〃	鈴木 秀雄	宇摩郡土居町大字中村615番地
〃	鈴木 一義	宇摩郡土居町大字中村544番地
〃	三木 桂太郎	宇摩郡土居町大字藤原4番耕地320番地
〃	河村 康正	宇摩郡土居町大字中村1193番地
〃	高橋 久	宇摩郡土居町大字小林744番地
〃	進藤 盛近	伊予三島市豊岡町101番地
〃	加地 実	伊予三島市中曾根町2605番地2
監事	安藤 亮一	宇摩郡土居町大字中村1857番地
〃	鈴木 伸太郎	宇摩郡土居町大字中村859番地

○愛媛県告示第1486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町第二土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	佐伯 一	周桑郡小松町大字新屋敷甲2633番地
〃	黒河 淳志	西条市氷見丙1251番地の2

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 橋 蘭 平	新居浜市高田一丁目 2 番62号
"	宇 田 久 男	周桑郡小松町大字新屋敷甲3082番地 2

○愛媛県告示第1487号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
"	山 本 恵	松山市堀江町甲496番地 2
"	畠 下 久 子	松山市堀江町甲1476番地 3
"	加 藤 史 郎	松山市堀江町甲1415番地 1
"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554番地 7
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
"	新 出 務	松山市堀江町甲1660番地
"	玉 井 一 清	松山市堀江町甲1769番地 4
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地 1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
監 事	西 村 脩	松山市堀江町甲1480番地
"	松 下 浩 史	松山市堀江町甲1603番地
"	河 野 明 夫	松山市堀江町甲877番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
"	山 本 恵	松山市堀江町甲496番地 2
"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554番地 7
"	玉 井 一 清	松山市堀江町甲1769番地 4
"	川 端 昌 昭	松山市堀江町甲1513番地
"	木 田 修	松山市堀江町甲1438番地 4
"	新 出 務	松山市堀江町甲1660番地
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地 1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
監 事	高 橋 敏 文	松山市堀江町甲1430番地 3
"	松 下 浩 史	松山市堀江町甲1603番地
"	河 野 明 夫	松山市堀江町甲877番地

○愛媛県告示第1488号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、伊予郡砥部町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 智 正 照	伊予郡砥部町大南1572番地
"	大 内 皓	伊予郡砥部町大南1818番地
"	八 束 巖	伊予郡砥部町大南836番地
"	青 木 正 男	伊予郡砥部町大南56番地
"	中 村 昭 三	伊予郡砥部町岩谷口467番地
"	平 岡 敬 司	伊予郡砥部町岩谷107番地
"	入 江 長 親	伊予郡砥部町大平148番地
"	門 田 尚 士	伊予郡砥部町万年575番地
"	前 田 義 夫	伊予郡砥部町外山84番地
"	中 岡 勝 彌	伊予郡砥部町外山300番地
"	戸 澤 成 清	伊予郡砥部町北川毛428番地
"	松 崎 稔	伊予郡砥部町七折132番地 1
"	永 田 公 也	伊予郡砥部町千足126番地
"	三 谷 修 作	伊予郡砥部町宮内575番地 1
"	大 江 宏	伊予郡砥部町原町209番地
"	小笠原 智 久	伊予郡砥部町高尾田1067番地
"	玉 井 章 悟	伊予郡砥部町麻生20番地
"	沼 田 滋	伊予郡砥部町重光378番地
"	武 智 重 一	伊予郡砥部町八倉302番地
"	松 崎 昭 夫	伊予郡砥部町拾町191番地
"	小 西 浩 二	伊予郡砥部町大南428番地
"	泉 年 夫	伊予郡砥部町宮内108番地
監 事	井 上 巧	伊予郡砥部町五本松367番地
"	稲 田 泰 教	伊予郡砥部町川井1623番地
"	二 宮 敬 介	伊予郡砥部町拾町190番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 岡 英 夫	伊予郡砥部町大南2352番地
"	大 内 皓	伊予郡砥部町大南1818番地
"	八 束 巖	伊予郡砥部町大南836番地
"	中 田 勝 見	伊予郡砥部町大南243番地 3
"	中 村 昭 三	伊予郡砥部町岩谷口467番地
"	佐 川 勇	伊予郡砥部町大平295番地
"	杉 本 秀 雄	伊予郡砥部町万年593番地
"	中 野 清 收	伊予郡砥部町外山343番地
"	中 岡 勝 彌	伊予郡砥部町外山300番地
"	井 上 巧	伊予郡砥部町五本松367番地
"	戸 澤 成 清	伊予郡砥部町北川毛428番地
"	松 崎 稔	伊予郡砥部町七折132番地 1
"	中 村 彌	伊予郡砥部町川井908番地
"	高 市 守 正	伊予郡砥部町宮内588番地
"	中 野 毅	伊予郡砥部町原町152番地
"	白 形 公 秋	伊予郡砥部町三角61番地
"	山 下 仁 司	伊予郡砥部町拾町281番地 3
"	河 原 豊	伊予郡砥部町重光220番地
"	重 松 一 利	伊予郡砥部町八倉248番地 1
"	入 江 長 親	伊予郡砥部町大平148番地
"	松 村 保	伊予郡砥部町川井1201番地
"	大 江 啓 三	伊予郡砥部町原町111番地
監 事	金 子 修 三	伊予郡砥部町岩谷170番地

〃	永 田 公 也	伊予郡砥部町千足126番地
〃	門 田 厚	伊予郡砥部町高尾田1057番地

○愛媛県告示第1489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	酒 井 正 直	東宇和郡明浜町大字俵津1番耕地289番地
〃	佐 藤 盛 義	東宇和郡明浜町大字俵津2番耕地481番地
〃	三 浦 要 作	東宇和郡明浜町大字俵津2番耕地552番地
〃	酒 井 宇之吉	東宇和郡明浜町大字俵津3番耕地62番地
〃	上 甲 榮 洋	東宇和郡明浜町大字俵津3番耕地38番地
〃	佐 藤 勇	東宇和郡明浜町大字俵津4番耕地342番地1
〃	崎 本 芳 和	東宇和郡明浜町大字渡江226番地
〃	佐 藤 正 巳	東宇和郡明浜町大字狩浜2番耕地45番地
〃	宇都宮 八 郎	東宇和郡明浜町大字狩浜2番耕地16番地
〃	亀 井 秀 男	東宇和郡明浜町大字狩浜3番耕地195番地1
〃	宇都宮 誠	東宇和郡明浜町大字高山甲1453番地
〃	増 田 崇 泰	東宇和郡明浜町大字高山甲1488番地
〃	桐 山 壽 男	東宇和郡明浜町大字高山甲3560番地
〃	松 島 義 幸	東宇和郡明浜町大字宮野浦甲1475番地第4
〃	岩 井 三 郎	東宇和郡明浜町大字宮野浦甲334番地
〃	平 野 武 男	東宇和郡明浜町大字田之浜甲516番地
〃	中 山 源 綱	東宇和郡明浜町大字田之浜甲786番地
監 事	坂 本 甚 松	東宇和郡明浜町大字俵津1番耕地448番地
〃	西 村 助 廣	東宇和郡明浜町大字渡江914番地第1
〃	魚 田 庄次郎	東宇和郡明浜町大字宮野浦甲1046番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	酒 井 正 直	東宇和郡明浜町大字俵津1番耕地289番地
〃	佐 藤 盛 義	東宇和郡明浜町大字俵津2番耕地481番地
〃	三 浦 要 作	東宇和郡明浜町大字俵津2番耕地552番地
〃	酒 井 宇之吉	東宇和郡明浜町大字俵津3番耕地62番地
〃	上 甲 榮 洋	東宇和郡明浜町大字俵津3番耕地38番地

〃	宇都宮 重 郎	東宇和郡明浜町大字俵津5番耕地67番地
〃	酒 井 健 治	東宇和郡明浜町大字渡江938番地第2
〃	佐 藤 正 巳	東宇和郡明浜町大字狩浜2番耕地45番地
〃	宇都宮 八 郎	東宇和郡明浜町大字狩浜2番耕地1324番地
〃	片 山 嘉 伸	東宇和郡明浜町大字狩浜3番耕地133番地
〃	宇都宮 誠	東宇和郡明浜町大字高山甲1453番地
〃	増 田 崇 泰	東宇和郡明浜町大字高山甲1488番地
〃	桐 山 壽 男	東宇和郡明浜町大字高山甲3560番地
〃	松 島 義 幸	東宇和郡明浜町大字宮野浦甲1475番地第4
〃	岩 井 三 郎	東宇和郡明浜町大字宮野浦甲334番地
〃	平 野 武 男	東宇和郡明浜町大字田之浜甲516番地
〃	中 山 源 綱	東宇和郡明浜町大字田之浜甲786番地
監 事	坂 本 甚 松	東宇和郡明浜町大字俵津1番耕地448番地
〃	西 村 助 廣	東宇和郡明浜町大字渡江914番地第1
〃	有 田 勇	東宇和郡明浜町大字田之浜甲764番地

○愛媛県告示第1490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和海地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 崎 九	宇和島市下波1351番地2
〃	山 下 良 征	宇和島市遊子1039番地
〃	川 本 鹿 次	宇和島市下波5404番地
〃	二 宮 初	宇和島市下波4442番地
〃	増 田 芳 郎	宇和島市伊吹町1352番地2
〃	石 川 秀 樹	宇和島市下波3734番地
〃	山 口 栄一郎	宇和島市下波2512番地
〃	浜 田 義比古	宇和島市下波2298番地
〃	石 崎 豊	宇和島市下波1336番地
〃	福 本 義 和	宇和島市下波914番地
〃	石 城 孝 弘	宇和島市遊子5394番地
〃	石城戸 豊 治	宇和島市遊子4488番地
〃	山 下 兼 治	宇和島市遊子3801番地
〃	梶 田 司 郎	宇和島市遊子3601番地
〃	米 沢 音 博	宇和島市遊子2949番地
〃	川 越 宇佐夫	宇和島市遊子2056番地
〃	吉 見 昭	宇和島市遊子4177番地
監 事	石 崎 吉 勝	宇和島市下波1249番地
〃	谷 本 力 光	宇和島市遊子4278番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 崎 九	宇和島市下波1351番地 2
"	山 下 良 征	宇和島市遊子1039番地
"	浅 井 俊 夫	宇和島市下波5395番地
"	浅 井 和 博	宇和島市下波4750番地
"	志 波 泰 映	宇和島市下波3781番地
"	水 野 兼 雄	宇和島市下波3126番地
"	橋 村 和 義	宇和島市下波2942番地
"	中 村 八 十 幸	宇和島市下波2608番地
"	河 野 邦 博	宇和島市下波1233番地
"	福 本 義 和	宇和島市下波914番地
"	松 岡 真 喜 男	宇和島市遊子5211番地
"	寿 崎 宇 太 男	宇和島市遊子4651番地
"	島 田 喜 代 重	宇和島市遊子4384番地
"	源 本 鶴 男	宇和島市遊子3513番地
"	山 内 正	宇和島市遊子2954番地
"	真 田 篤 志	宇和島市遊子2192番地
"	吉 見 昭	宇和島市遊子4177番地
監 事	浅 井 梅 男	宇和島市下波3738番地
"	三 好 芳 国	宇和島市遊子3646番地

○愛媛県告示第1491号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 功	今治市石井町 4 丁目 2 番 63 号

○愛媛県告示第1492号

新居浜市新須賀土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良区（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新居浜市新須賀土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - (2) 新居浜市新須賀土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年 7月16日から 8月13日まで
- 3 縦覧場所  
新居浜市役所

○愛媛県告示第1493号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認められたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（西条地方局管内）

吉井加入区

（松山地方局）

高浜加入区

○愛媛県告示第1494号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成11年 7 月愛媛県告示第 1069 号）による保険に付すべき義務は、平成15年 7 月14日限り消滅したので、同条第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（西条地方局管内）

吉井加入区

（松山地方局管内）

高浜加入区

○愛媛県告示第1495号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び川之江市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
川之江都市計画公園 5・5・1 城山公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 川之江市川之江町城山、城山峠、井地山大峠、井地山及び八反田の各一部

○愛媛県告示第1496号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年7月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

北宇和郡吉田町大字鶴間字池ノ尻1419番2及び1419番3

2 申請人の住所氏名

宇和島市伊吹町甲1525番地1

マルタカ産業株式会社

代表取締役 曾根 高一

3 図面省略

○愛媛県告示第1497号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年7月15日

愛媛県総合科学博物館長

菊 池 健

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県総合科学博物館清掃業務一式	愛媛県総合科学博物館 愛媛県新居浜市大生院2133番地の2	平成15年5月30日	株式会社フロンティアサービス四国 愛媛県新居浜市新田町一丁目6番31号	8,925,000円	一般競争入札	平成15年4月18日

○愛媛県告示第1498号

次のとおり落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成15年7月15日

愛媛県歴史文化博物館長

大 石 慎 三 郎

落札又は随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所	落札金額又は随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日	随意契約にした理由
愛媛県歴史文化博物館清掃業務一式	愛媛県歴史文化博物館 愛媛県東宇和郡宇和町卯之町四丁目11番地2	平成15年5月30日	有限会社トキワ 愛媛県八幡浜市1526番地の8	9,345,000円	一般競争入札	平成15年4月15日	
愛媛県歴史文化博物館全館くん蒸業務一式	愛媛県歴史文化博物館 愛媛県東宇和郡宇和町卯之町四丁目11番地2	平成15年6月3日	株式会社クマヒラ松山営業所 愛媛県松山市本町五丁目5番1	36,750,000円	随意契約	平成15年4月18日	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

任 免 辞 令

○任免辞令

6月30日

愛媛県技術吏員 福 山 真由子

願により本職を免ずる

